

建設国保 函館News

令和7年12月号

令和7年12月吉日

発行所

建設連合・函館地方建設組合

〒040-0032 函館市新川町21番5号

TEL(0138)26-3861 FAX(0138)23-5411

令和8年4月分保険料より

「子ども・子育て支援金制度」が

始まります。

子ども・子育て支援金制度とは

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」がスタートします。

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

少子化・人口減少の対策として「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）において、児童手当の抜本的拡充など、こども・子育てを社会全体で支えていくこと、国が決定した制度です。

なぜ医療保険と合わせて支払うのか

社会保険制度の中でも、医療保険制度は

①賦課対象者が広いこと
②現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み合っていること

③急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めること

などから、支援金を医療保険料と合わせて拠出することに決まりました。

子ども・子育て支援金の徴収は国の決定であり法令事項です。

子ども子育て支援法において、少子化対策を本格化するための様々な施策が盛り込まれた「加速プラン」に必要な費用に充てるため、国は、国保組合などの医療保険者から、子ども・子育て支援金を徴収し、医療保険者が納付金を納付する義務を負うことを定めました。

当国保組合は保険料と同様に被保険者から徴収しなければなりません。当国保組合が、支援金を被保険者の皆さんのための保険給付や保健事業に充てることはできません。被保険者の皆さんが納付した支援金を国に納付するだけとなります。

支援金の使途、制度の概要については、こども家庭庁のホームページを検索しご参照ください。

国民健康保険料の内訳とは？ 健康保険料は各種別（医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）

より計算し、合計したものが世帯の保険料となります。

	組合員	一人月額 (①+②)	①医療 保険分	②後期高齢 者支援金	介護納付金
組合員	～19歳	8,000円	4,600円	3,400円	0円
	20-24歳	10,000円	6,600円	3,400円	0円
	25-29歳	13,000円	9,600円	3,400円	0円
	30-39歳	17,000円	13,600円	3,400円	0円
	40-49歳	20,000円	16,600円	3,400円	3,700円
	50-64歳	22,700円	19,300円	3,400円	3,700円
	65歳～	22,900円	19,500円	3,400円	3,700円
家族	1-6歳	5,400円	2,000円	3,400円	40歳～ 64歳 3,700円
	7-18歳	5,400円	2,000円	3,400円	
	19-64歳	6,400円	3,000円	3,400円	
	65歳～	7,400円	4,000円	3,400円	

※0歳児は免除、組合費は含まれていません。

(令和7年度現在)

【医療保険分】

加入者全員に賦課されます。被保険者の皆様がかかった医療費や当国保組合が行う事業に充てるものです。

【後期高齢者支援金】

加入者全員に賦課されます。高齢者の医療(後期高齢者医療制度)の支援のために賦課されるもので、**当国保組合で徴収し国へ納めます。**

【介護納付金】

40～64歳の方に賦課されます。市区町村が行う介護保険の運営のために賦課されるもので、**当国保組合で徴収し、国へ納めます。**

令和8年度より子ども・子育て支援金が徴収されます。

令和7年度

「特定健診」終了

令和7年度特定健康診査集団健診全3回（4月・7月・10月）が無事終了いたしました。

受診人数は、40歳以上640人、40歳未満51人でした。

函館支部の40歳以上の受診率は47・9%です。

生活習慣病のうち、脳卒中、心臓病など命にかかわる病気は血管の老化（動脈硬化）が原因で起こります。自覚症状もないまま進行するため、昨日まで元気だった人が突然倒れることも少なくありません。一命をとりとめたとしても後遺症が残ることもあります。

健康診断を受けている人と受けていない人では、その後の医療費に大きな差が出ることが分かっています。

年に一度の健康診断は、自分の身体の状態を確認する大切な機会です。

特定健康診査受診券発送

支部主催の健康診断に日程が合わずに参加できなかった**40歳以上**の組合員・扶養家族の方へ令和7年10月中旬に『特定健康診査受診券』を郵送させていただきます。

特定保健指導を受けましょう

「特定保健指導のご案内」が届いている方は、特定保健指導を受けてください。

特定保健指導とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のため医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活や運動などの個人個人に沿ったサポートをするものです。

メタボリックシンドロームは、自覚症状がないため健診後放置されがちです。糖尿病・高血圧症等の生活習慣になる前に、自分のペースで無理なく**無料**で生活改善に取り組むことができるこの機会を生かし、発症予防に取り組んでください。

ヘルスケアポイント制度

PePuP

PePuPはあなたの健康づくりをサポートするためのWEBサービスで、スマートフォンやパソコン等から利用になります。

*PePuPで出来ること

① 健康診断結果を最大10年分確認できます。また、健診結果に基いて算出した「**健康年齢**」により、健康状態や生活習慣病のリスクが分かります。
※40歳以上で、特定健診の結果がある場合のみ

② 日々の歩数や体重を記録することで、ご自身の健康管理に役立つうえ、ポイントを獲得できます。

③ お薬手帳を管理することが出来ます。

*PePuPの登録方法

対象者は、組合員と40歳以上の扶養家族

PePuPの利用は、対象被保険者が個々にスマートフォンやパソコン等から新規ユーザー登録します。

① インターネットのPePuP新規登録画面へアクセス

② 新規画面登録で登録したいメールアドレスとパスワードを入力

③ 登録したメールアドレス宛に確認用URLにアクセスし、建設国保から

届いている、はがきに記載されている「本人確認コード」と生年月日を入力して登録完了

※PePuPの初回登録には「本人確認用コード」が必要になります。対象者には圧着ハガキにて本部より送付されています。

★本人確認コードが分からない場合はお問い合わせください。

*ポイント獲得方法

・ 特定健診の受診
・ 日々の記録付け
・ 健康クイズへの参加 など
※健康優良世帯表彰についても、ヘルスケアポイントでの付与になります。

*ポイントで交換できる商品

・ カタログギフト・家電・食料品
・ 日用品・ギフト券・ポイントなど

PePuPのWEBサービスを活用し、自分の健康状態、生活習慣病のリスクを確認し、健康づくりに取り組みポイントを獲得してお好きな商品と交換してください。

アプリでのご利用がおすすめです

▼アプリのダウンロードはこちらから



ポイントは好きな商品に交換!



適用除外について

法人事業所・従業員が5人以上の個人事業所の従業員は、「社会保険証（協会けんぽ）＋厚生年金」に加入しなければなりません。

しかし、**国保組合の被保険者**は所定の手続きを行うことで、法人事業所や従業員が5人以上になった場合でも建設連合国保に継続して加入することができます。

健保適用除外制度の対象者

- ① 個人事業所が法人化した
- ② 個人事業所の従業員が5人以上になった
- ③ 法人事業所を設立した又は従業員5人以上の個人事業所を設立した
- ④ 健保適用除外の承認を受けた建設国保に加入している事業所の新入社員

健保適用除外制度の手続き

① 事前に函館支部から「健保適用除外承認申請証明依頼書」をもらい、記入後支部へ提出してください。

② 本部から事業主宛てに建設連合国保の証明印が押された「健保適用除外承認証明申請書」が送付されます。

③ 事業主は②の「健保適用除外承認証明申請書」を年金事務所提出してください。

④ 年金事務所から事業主宛てに「健保適用除外承認証」が送付されます。（2～3週間後）

⑤ 事業主や組合員は「健保適用除外承認証」のコピーを函館支部へ提出してください。また、組合員が国保へ継続加入される場合は「変更届」を、新規加入される場合は「加入申込書」を同時に提出してください。

適用除外を検討しているけど、制度の詳細、手続き方法が分からない場合は、当国保組合へ相談してください。

当事務所の社会保険労務士が無料でご相談に乗ります。

※手続きの代行を行う場合は別途手数料がかかります。

その他 業務のお知らせ

【一人親方等労災保険 特別加入制度】

一人親方が仕事や通勤中に災害に遭った場合に備える保険です。本来、労災保険の対象外である一人親方が国の公的保証を受けられる制度です。

加入すると、業務上または通勤災害による治療費、給付日額に応じた休業・傷害補償などの給付が受けられます。

【労災保険・雇用保険 （労働保険）の設置】

労災保険↓事業主は労働者の業務上の災害について、災害補償の責任があります。労災保険は、事業主に代わって国がその補償を行う保険制度です。

雇用保険↓労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活、雇用の安定、再就職の援助を行うことなどを目的とした制度で、労働者を雇用する事業はすべて適用事業であり、事業主の義務となります。

他にも建設業の許可、官公庁指名願の書類作成、会社・法人の設立手続き、中小企業退職金共済事業の各種手続き、相続の相談なども行っておりますので、なにかお困りの方は是非、窓口にご相談して頂きたいと思っています。

**「資格情報のお知らせ」
または
「資格確認書」
交付のお知らせ**

令和7年11月末にマイナ保険証をお持ちの方には**「資格情報のお知らせ」**、マイナ保険証をお持ちでない方には**「資格確認書」**を郵送いたしました。

お手元にある保険証は有効期限が切れているため使えません。ハサミで切って破棄してください。

※12月分保険料等について、遅れのある方には郵送していません。

保険料の納付状況が不明な方はお問い合わせください。

※既に「資格情報のお知らせ」をお持ちの方には、新しい「資格情報のお知らせ」は交付されません。

国民健康保険料 年間領収書

発行について

ご希望の方に国民健康保険料領収証明書（令和7年1月～令和7年12月まで納めた国民健康保険料）を発行いたします。

ご連絡をいただいた引落の方は12月12日（金）以降の発行になります。

12月10日の引落ができない場合や12月24日（水）以降の振込は年内の入金扱いになりません。

年内の入金扱いにしたい場合は窓口までお越しください。

国民健康保険料領収証明書は国民健康保険料と介護保険料を合算した金額になります。

組合費は含まれていませんので、組合費の領収書も必要な方はお申し付けください。

令和 年12月17日

保険料領収証明書

現住所 北海道新川町21番5号

氏名 2110001 建設 太郎

生年月日 昭和 53年 01月 01日生

上記の者は、国民健康保険料として次のとおり納入していることを証明します。

期 間 自 令和 01年 01月 01日
至 令和 02年 12月 31日

金 額 384,000 円也

(内 介護保険料 32,400 円含む)

発行日 令和 年 12月 17日

〒040-0032
北海道新川町21番5号
建設組合・函館地方建設組合
建設組合国民健康保険組合 函館支部

インフルエンザ

予防接種費用の補助

インフルエンザウイルスは例年11月下旬から流行が始まり、翌年1月～3月にピークを迎えます。

インフルエンザ予防接種は、感染そのものを防ぐことはできませんが、重症化を軽減する効果があると言われています。

当国保組合では、被保険者がインフルエンザ予防接種を受けたとき、接種回数に係わらず、年度内（4月から翌年3月まで）**1人上限6,000円**までの実費を補助する制度がありますので、ぜひこの機会にご利用ください。

【申請には】

①インフルエンザ

予防接種申請書

（函館支部にあります）

※ホームページからもダウンロードできます。

②領収書のコピー

③診療明細書

④振込先通帳

※接種を受けた方、個人名、接種を受けた日及び金額が記載されているものがが必要です。



保険料

納入期日のご案内

国保保険料（組合費含）は

毎月10日が納期です

（例1月分は12/10まで）

保険料は国の補助金と合わせて、組合員とその家族が病气やけがをしたときの医療費をはじめその他の給付金に充てられます。

納入が確認できないときは保険給付や保健事業の補助が受けられない場合があります。

また、今年度より保険料の納付状況を毎月本部へ報告することになっています。

連絡が取れない、未納が続く場合は建設連合・函館地方建設組合加入時の誓約書と当組合規約の定めるところにより除籍手続きを執らせていただくことになっております。

なお、資格が喪失した場合、**未納**

月以降の療養費等（病院代）は全額

本人負担となります。

納付期日を守るようお願いいたします。

ゆうちよ銀行からの引落または払込票でのお支払いが出来ます。

ご希望の方は、お問合せ下さい。

年末年始休業日と

営業時間のお知らせ

今年の最終営業日

令和7年12月26日（金）

12時まで

年末年始休業日

令和7年12月27日

令和8年1月5日まで

令和8年1月6日より通常営業
休日中はご迷惑をお掛け致しますが、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

【ホームページのご案内】

各種変更申請等の確認や申請書類のダウンロード、保養施設の案内にぜひご利用ください。



<http://hakodate-kensetu.jp/>

QRコード

